

県補助制度・制度資金 逆引き事典 (令和2年度版)

令和2年4月

農林水産部

県補助制度・制度資金 逆引き事典目次(令和2年度版)

I 農業編

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|----------------------------------|---|----|--------|
| 「人と農地の問題」の解決と経営力の向上 | | | |
| 1-1 担い手への農地集積を進めたい | | | |
| | 機構集積協力金交付事業費補助金 | 補助 | 1 |
| | やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 | 補助 | 2 |
| 1-2 荒廃農地を活用したい | | | |
| | やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 | 補助 | 2(再掲) |
| 1-3 新たに農業を始めたい | | | |
| | 農業次世代人材投資資金(準備型) | 補助 | 3 |
| | 独立就農者育成研修事業助成金(県支援型) | 補助 | 5 |
| | やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 | 補助 | 2(再掲) |
| 1-4 新たな人材を確保したい | | | |
| | 地域の経営基盤と技術の継承支援事業費補助金 | 補助 | 6 |
| | やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 | 補助 | 2(再掲) |
| 1-5 経営力を高めたい | | | |
| | 農業次世代人材投資資金(経営開始型) | 補助 | 7 |
| | 新規就農定着サポート事業助成金 | 補助 | 9 |
| | 雇用就農促進事業費補助金 | 補助 | 10 |
| 1-6 集落営農の法人化等を進めたい | | | |
| | 農業経営法人化支援事業費補助金 | 補助 | 11 |
| 1-7 地域資源を活用して交流を拡大したい | | | |
| | ふるさと水と土基金活用事業費補助金(かんがい施設遺産活用創造運動事業) | 補助 | 13 |
| 安定した農畜産物の生産 | | | |
| 2-1 畜産・酪農経営の規模拡大や安定化を図りたい | | | |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14 |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 16 |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) | 補助 | 18 |
| | 畜産経営競争力強化支援事業費補助金(ハード支援) | 補助 | 20 |
| 2-2 CSF(豚熱)等の養豚農場への侵入防止を図りたい | | | |
| | 畜産経営競争力強化支援事業費補助金(ハード支援のうちCSF等侵入防止対策) | 補助 | 21 |
| | CSF等侵入防止緊急支援事業費補助金 | 補助 | 22 |
| 2-3 地域共同で農地、水路、農道等の保安全管理等に取り組みたい | | | |
| 中山間地域等での農業生産活動を継続させたい | | | |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14(再掲) |
| | 多面的機能支払交付金 | 補助 | 23 |
| | 中山間地域等直接支払交付金 | 補助 | 24 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(資産活用計画事業) | 補助 | 25 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(資産活用促進事業) | 補助 | 26 |
| | 棚田基金活用事業費補助金(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業) | 補助 | 27 |
| | がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金 | 補助 | 28 |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|---------------------------------|---|----|--------|
| 2-4 山菜の産地を育成したい | | | |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 16(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) | 補助 | 18(再掲) |
| | 山菜栽培未収益期間管理費補助金 | 補助 | 30 |
| 2-5 環境にやさしい農業に取り組みたい | | | |
| | 環境保全型農業直接支払交付金 | 補助 | 31 |
| 2-6 野生鳥獣による農作物被害を減らしたい | | | |
| | 有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金(侵入防止柵(電気柵等)) | 補助 | 33 |
| | 有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金(イノシシ夏季捕獲) | 補助 | 34 |
| | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 補助 | 35 |
| 農林水産物等の付加価値の向上 | | | |
| 3-1 6次産業化に必要な機械・施設を導入したい | | | |
| | 農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金 | 補助 | 37 |
| | 食料産業・6次産業化交付金(6次産業化施設整備事業) | 補助 | 39 |
| | 食料産業・6次産業化交付金(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業) | 補助 | 41 |
| | 山形のうまいもの創造支援事業費補助金(食産業王国やまがた推進事業) | 補助 | 43 |
| | 山形のうまいもの創造支援事業費補助金(小規模6次産業化施設整備支援事業) | 補助 | 45 |
| | 山形のうまいもの創造支援事業費補助金(6次産業化施設整備支援事業) | 補助 | 46 |
| 3-2 商品開発や販路の開拓に取り組みたい | | | |
| | 農業次世代人材投資資金(経営開始型) | 補助 | 7(再掲) |
| | 新規就農定着サポート事業助成金 | 補助 | 9(再掲) |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14(再掲) |
| | 農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金 | 補助 | 37(再掲) |
| | 食料産業・6次産業化交付金(6次産業化の推進体制整備事業) | 補助 | 48 |
| | 食料産業・6次産業化交付金(6次産業化の推進支援事業) | 補助 | 49 |
| | 食料産業・6次産業化交付金(研究開発・成果利用の促進事業) | 補助 | 51 |
| | 山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業費補助金 | 補助 | 52 |
| | 山形県農産物等需要創出事業費補助金 | 補助 | 54 |
| | 畜産経営競争力強化支援事業費補助金(ソフト支援 畜産物加工支援) | 補助 | 55 |
| 3-3 農林水産物等を輸出したい | | | |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14(再掲) |
| | 山形県農産物等輸出促進事業費補助金 | 補助 | 56 |
| 3-4 食育や地産地消を進めたい | | | |
| | 農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金 | 補助 | 37(再掲) |
| | 食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進事業) | 補助 | 58 |
| 3-5 農産物のブランド化や有機農業を進めたい | | | |
| | 農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金 | 補助 | 37(再掲) |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|--|---|----|--------|
| 農業インフラ等の整備 | | | |
| 4-1 農業用機械等を新たに導入したい | | | |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 16(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) | 補助 | 18(再掲) |
| | 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 | 補助 | 60 |
| | 「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金 | 補助 | 61 |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金 | 補助 | 62 |
| | 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金 | 補助 | 63 |
| | がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金 | 補助 | 28(再掲) |
| 4-2 カントリーエレベーターや選果場などの施設を整備したい | | | |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(水稲・大豆) | 補助 | 65 |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(園芸) | 補助 | 66 |
| 4-3 園芸産地の大規模化や低コスト・高収益な産地づくりを行いたい | | | |
| | 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金 | 補助 | 62(再掲) |
| | 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金 | 補助 | 63(再掲) |
| | 園芸大規模集積団地整備支援事業費補助金 | 補助 | 67 |
| | 農地フル活用支援整備事業費補助金 | 補助 | 68 |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 69 |
| 4-4 既存ハウスの補強をしたい | | | |
| | 農業用ハウス強靱化緊急対策支援事業費補助金 | 補助 | 70 |
| 4-5 農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい | | | |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 16(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) | 補助 | 18(再掲) |
| | 土地改良事業調査計画費補助金 | 補助 | 71 |
| | 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 | 補助 | 72 |
| | 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 | 補助 | 73 |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 69(再掲) |
| 4-6 基盤整備と併せて規模拡大したい | | | |
| | 元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金(トップランナー育成支援事業) | 補助 | 14(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ) | 補助 | 16(再掲) |
| | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) | 補助 | 18(再掲) |
| | 農業基盤整備促進事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 補助 | 69(再掲) |
| 4-7 農村の生活排水処理施設を整備したい | | | |
| | 農業集落排水事業費補助金 | 補助 | 74 |
| 4-8 農地や農業用施設の防災対策と災害復旧を行いたい | | | |
| | 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 | 補助 | 73(再掲) |
| | 緊急農村防災対策事業費補助金 | 補助 | 75 |
| | 農地災害復旧事業費補助金 | 補助 | 76 |
| | 農業用施設災害復旧事業費補助金 | 補助 | 77 |

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|-------------------------------------|-------------------------------|----|--------|
| 資金の確保 | | | |
| 5-1 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい | | | |
| | 農業近代化資金 | 資金 | 78 |
| | 青年等就農資金 | 資金 | 79 |
| | スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) | 資金 | 80 |
| | 経営体育成強化資金 | 資金 | 81 |
| | 農業改良資金 | 資金 | 82 |
| 5-2 資金繰りのための短期運転資金を借りたい | | | |
| | 農業近代化資金 | 資金 | 78(再掲) |
| | スーパーS資金(農業経営改善促進資金) | 資金 | 83 |
| 5-3 農地や農業用施設の災害復旧に必要な資金を借りたい | | | |
| | セーフティネット資金 | 資金 | 84 |
| | 山形県農林漁業天災対策資金及び山形県災害・経営安定対策資金 | 資金 | 85 |

II 林業編

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|-------------------------------|----------------------------------|----|--------|
| 1 森林の整備を行いたい(再造林を進めたい) | | | |
| | 荒廃森林緊急整備事業費補助金(人工林整備) | 補助 | 86 |
| | 森林資源再生事業費補助金(再造林支援) | 補助 | 87 |
| | 森林資源再生事業費補助金(苗木購入経費支援) | 補助 | 88 |
| | 伐採・造林事業者連携支援事業費補助金 | 補助 | 89 |
| 2 特用林産物を生産したい | | | |
| | 山の幸振興対策支援事業費補助金 | 補助 | 90 |
| | 特用林産施設体制整備復興事業費補助金 | 補助 | 91 |
| 3 木質バイオマスの利活用を進めたい | | | |
| | 森林資源循環利用促進事業費補助金 | 補助 | 92 |
| | 広葉樹林健全化促進事業費補助金 | 補助 | 93 |
| 4 県産木材を活用したい | | | |
| | 森林資源循環利用促進事業費補助金 | 補助 | 92(再掲) |
| | 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(一般住宅) | 補助 | 94 |
| | 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金(民間施設) | 補助 | 95 |
| 5 高性能林業機械を導入したい | | | |
| | 山形県林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金 | 補助 | 96 |

Ⅲ 水産業編

| No. | 取組内容 | 区分 | 頁 |
|-----|--------------------------------|----|--------|
| 1 | 新たに漁業を始めたい(担い手を確保したい) | | |
| | 新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金(新規独立就業者支援) | 補助 | 97 |
| | 新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金(漁業就業準備支援) | 補助 | 98 |
| | 新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金(収入安定対策) | 補助 | 99 |
| 2 | 漁船・機械等を整備したい | | |
| | 新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金(新規独立就業者支援) | 補助 | 97(再掲) |
| 3 | 漁場造成や漁船の整備などに必要な資金を借りたい | | |
| | 漁業近代化資金 | 資金 | 100 |
| | 沿岸漁業改善資金 | 資金 | 101 |
| | 計画営漁推進資金 | 資金 | 102 |

機構集積協力金交付事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、(1) 農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付けた地域に対し「地域集積協力金」を交付し、また、(2) 機構に農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し「経営転換協力金」を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・地域集積協力金：実質化した人・農地プランの策定地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること等
- ・経営転換協力金：リタイアする農業者等が農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から受け手へ転貸されること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金は地域の話合いにより用途の決定可）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

【例】地域集積協力金【集積・集約化タイプ（中山間地域）】：

機構の活用率 { 4%超15%以下：1.0万円/10a 15%超30%以下：1.6万円/10a
 { 30%超50%以下：2.2万円/10a 50%超：2.8万円/10a

経営転換協力金：農地面積×1.5万円/10a、1戸当たりの上限50万円/戸

(3) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(4) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

- ・地域集積協力金：前年度3月から実施年度2月末までの機構への貸付面積が対象
- ・経営転換協力金：実施年度12月末までに交付申請があった農地面積が対象

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農地中間管理担当

(3) 電話番号：023-630-2279

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1343

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

新規就農者や地域の担い手が行う、荒廃農地を引き受けて営農するための再生作業を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・新たに就農する者、認定新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手であること
- ・再生された農地において5年間以上耕作すること
- ・対象農地が人・農地プランに貸借農地として位置づけられていること
- ・事業費が200万円未満であること
- ・再生作業を行う場合は直営施工が含まれること

(2) 対象経費

- ・再生作業：農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良に要する経費
- ・営農定着：苗木や飼料等の購入に要する経費

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～5月

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農地保全担当

(3) 電話番号：023-630-3189

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：企画担当又は計画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8389

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1343

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業次世代人材投資資金（準備型）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者：その他の企業・団体・個人

4 支援内容

(1) 補助要件

〈資金交付要件〉

- 就農予定時の年齢が49歳以下で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 県が認めた研修機関で概ね1年以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
- 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること。

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他（補助を受けられる期間等について）

- 最長2年間、年150万円を交付。
- 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）

資金交付に係る受付は随時。

ただし、準備型認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手方法

研修先の準備型認定研修機関にお問い合わせください。

(3) 申込み先：県内の準備型認定研修機関

- 山形県立農林大学校（養成部・研修部）
- （公財）やまがた農業支援センター
- 鶴岡市新規就農者研修受入協議会

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当(係)名：農業経営支援担当
- (3) 電話番号：023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課 | 023-621-8383 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁農業振興課 | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0235-66-5724 |

独立就農者育成研修事業助成金（県支援型）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（2年以内）を交付します。

3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

〈助成金交付要件〉

- 就農予定時の年齢が、原則50歳以上であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。
- （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね1年以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

(2) 対象経費 —

(3) 補助率 —

(4) 補助上限額 —

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

- 最長2年間、年150万円を交付。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：農業経営支援担当

(3) 電話番号：023-630-2424

【(公財)やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：(公財)やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農・農業経営総合支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

地域の経営基盤と技術の継承支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

農業者と市町村・JA等からなる新規就農者受入協議会が、地域における遊休農地等を活用し、就農希望者へ農地と栽培技術を円滑に継承する取組みを支援します。

3 利用対象者：地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件

農業者と市町村・JA等からなる新規就農者受入協議会等が事業主体となること

(2) 対象経費

協議会が行う新規就農者への経営基盤と技術の継承のためのモデル的な取組みに要する経費（離農者等の状況把握、短期農作業研修など）。

(3) 補助率： 定額（30万円）

(4) 補助上限額： 30万円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月中旬～5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：農業経営支援担当

(3) 電話番号：023-630-2424

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農・農業経営総合支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（5年以内）を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人

農業を営む法人

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(2) 補助要件：

〈資金交付要件〉

○独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

○独立・自営就農であること。

○青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

○農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。

○人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

○園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。

○生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

○青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に参加すること。

(2) 対象経費 —

(3) 補助率 —

(4) 補助上限額 —

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

○最長5年間、最大年150万円を交付。

○資金を除く本人の前年の所得が350万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。

○交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

6 募集期間

(1) 募集期間（予定）：

最寄りの市町村にお問い合わせください。

- (2) 申請書類（様式）の入手方法
最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先
最寄りの市町村

7 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当（係）名：農業経営支援担当
- (3) 電話番号：023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課 | 023-621-8383 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁農業振興課 | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0235-66-5724 |

新規就農定着サポート事業助成金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

収入が安定しない経営開始から5年以内の新規参入者（営農開始時50歳以上）に対して、営農費用を助成します。

3 利用対象者：農業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けていないこと。

(2) 対象経費

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他（補助を受けられる期間等について）

最長5年間、年額36万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和2年3月中旬～4月中旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：農業経営支援担当

(3) 電話番号：023-630-2424

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農・農業経営総合支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

雇用就農促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用、育成する法人等であること。
- 5年以内に売上高を10%以上増加する計画を持つ法人等であること。

(2) 対象経費：雇用就農者希望者に対して実施する研修の経費について、1年目が月額100千円以下、2年目が月額50千円以下の範囲内で助成。

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：1年目上限120万円／2年目上限60万円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：最大2年間補助

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月上旬～令和2年5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法：一般社団法人山形県農業会議ホームページ

(3) 申込み先：一般社団法人山形県農業会議

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名： 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名： 農業経営支援担当

(3) 電話番号： 023-630-2464

【一般社団法人山形県農業会議】

(1) 機関名・課名： 一般社団法人山形県農業会議

(2) 担当（係）名： ー

(3) 電話番号： 023-622-8716

農業経営法人化支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農（任意組織）の法人化、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化、集落営農法人同士の合併による新たな法人化等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(3) 補助要件：

- 山形県農業経営相談所（※）の経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること
- 構成員が複数戸であること 等

※ 公益財団法人やまがた農業支援センターは平成30年5月9日、農業経営の法人化を推進するとともに、地域農業を牽引する競争力の高い経営体である「トップランナー」及び「スーパートップランナー」を育成するため、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家の派遣等による個別経営支援の取組等の経営改善の支援を行う「山形県農業経営相談所」を設置しました。相談所は、農業関係団体、商工系団体、経営専門家、金融機関及び行政機関で構成されております。

(4) 対象経費：定款作成・認証代、印紙税・登録免許税、雑役務費（手数料、印紙代等）等

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：25万円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：—

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：未定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：公益財団法人やまがた農業支援センター

(3) 申込み先：山形県農業経営相談所への相談は、最寄りの県農業技術普及課（相談所窓口）で受け付けています。

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名： 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名： 農業経営支援担当

(3) 電話番号： 023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号： 村山総合支庁 農業振興課 023-621-8397
最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1319
置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5497

【公益財団法人やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名： 新規就農・農業経営総合支援課
- (2) 電話番号： 023-641-1117

ふるさと水と土基金活用事業費補助金 (かんがい施設遺産活用創造運動事業)

1 対象品目・分野 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

歴史的かんがい施設（頭首工、用水路等）を地域資源として活用していく方策の検討（ワークショップの開催等）やそれを基に実施する実践活動（マップ作成、施設見学会等）に要する経費について支援します。

3 利用対象者

土地改良区、地方公共団体、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

4 支援内容

- (1) 補助要件：建設後100年以上経過しているかんがい施設（歴史的かんがい施設）を地域資源として活用する活動であること
- (2) 対象経費：歴史的かんがい施設の活用に向けた、方策の検討、活用計画等の作成、住民意識の向上、及び実践活動に要する経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8388
最上総合支庁：0233-29-1339
置賜総合支庁：0238-26-6056
庄内総合支庁：0235-66-5549

元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金 (トプランナー育成支援事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業を牽引する競争力の高い経営体であって他産業並みの所得を確保できるトプランナーを育成するため、トプランナーを目指す農業経営体の経営発展の取組みをオーダーメイド型で支援します。

※ 「トプランナー」とは、地域農業を牽引する競争力の高い経営体であって、主たる経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人のことです。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 主たる経営者1人当たりの農業所得が400万円未満の認定農業者
- 3年後に次の全てを満たすこと
 - ・ 農業所得は現状の1.3倍以上、かつ、主たる経営者1人当たり400万円以上
 - ・ 販売金額は現状の1.2倍以上、かつ、1,000万円（組織経営体は3,000万円）以上
 - ・ 雇用創出250人日以上
- 専門家の助言によるビジネスプランの策定

(2) 対象経費：

農業経営の発展に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

※ 補助対象経費 家族経営体200万円～1,500万円
 組織経営体200万円～2,500万円

(3) 補助率：

1/3以内

(4) 補助上限額：

家族経営体 500万円

組織経営体 833.3万円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

—

5 募集期間

(1) 募集期間：令和2年4月に公表予定（年度当初の約1ヶ月間を想定）

※ 上記は各総合支庁における募集期間であり、市町村の受付期間は各市町村が設定します。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当(係)名：農業経営支援担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：

| | |
|--------------|--------------|
| 村山総合支庁 農業振興課 | 023-621-8385 |
| 最上総合支庁 農業振興課 | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁 農業振興課 | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁 農業振興課 | 0235-66-5497 |

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (先進的農業経営確立支援タイプ)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域担い手育成支援タイプと比較して、より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的発展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行おうとする農業経営体が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(5) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
 - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

(2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
- ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：個人 1,000万円、法人 1,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：3月中旬～4月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当（係）名： 農業経営支援担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
(2) 担当(係)名： 地域農政担当
(3) 電話番号： 村山総合支庁 農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 6
最上総合支庁 農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁 農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 0
庄内総合支庁 農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (地域担い手育成支援タイプ)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の担い手として経営発展の取組を行おうとする農業経営体が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
 - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

(2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
- ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

(3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：300万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：3月中旬～4月上旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当（係）名： 農業経営支援担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号： 村山総合支庁 農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 6
最上総合支庁 農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁 農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 0
庄内総合支庁 農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

畜産経営競争力強化支援事業費補助金 (ハード支援)

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

意欲ある畜産担い手の規模拡大や省力化・生産性向上に資する施設・機械の整備や繁殖管理技術の補強用ICT機器の導入に対して助成を行います。また、飼料用米の低コスト利用を推進するための飼料用米粉砕機の導入に対して助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

- (1) 補助要件 畜舎等を整備する場合は、事業実施後に以下の飼養規模を満たすこと
- | | |
|---|--|
| { | 肥育牛50頭以上、繁殖雌牛10頭以上、一貫経営：繁殖・肥育計20頭以上、酪農：成牛20頭以上、繁殖雌豚：30頭以上、地鶏：年間出荷羽数100羽以上、採卵鶏・ブロイラー：現況の3%以上の増羽 |
|---|--|
- 上記の飼養頭数に満たない場合、収入増又は所得向上10%以上、若しくは経費削減10%以上を図る取組みを実施すること。
- (2) 対象経費 畜舎等の整備に要する経費（補助対象経費の上限100,000千円）
- (3) 補助率 1/3以内
- (4) 補助上限額 41,666千円（100,000千円×5/12）
- (5) その他

市町村等が独自に協調補助する場合、県も事業費の5/12まで同率内で協調して上乗せ補助 ※県が5/12、市町村等が1/12補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和2年4月上旬～4月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法 最寄りの総合支庁農業振興課又は市町村農林主務課
- (3) 申込み先 最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

畜産経営競争力強化支援事業費補助金
(ハード支援のうちCSF等侵入防止対策)

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

CSF（豚熱）等の侵入防止を図るために必要な施設整備や施設修繕、機械等導入に対して助成します。

3 利用対象者

養豚を営む者（家畜としてイノシシを飼養している場合を含む）

4 支援内容

- (1) 対象経費 CSF等の侵入防止を図るために必要な施設整備や施設修繕、機械等の導入に要する経費（補助対象経費の上限10,000千円）
- (2) 補助率 1/3以内
- (3) 補助上限額 4,160千円（10,000千円×5/12）
- (4) その他

市町村等が独自に協調補助する場合、県も事業費の5/12まで同率内で協調して上乗せ補助 ※県が5/12、市町村等が1/12補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和2年4月上旬～4月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法 最寄りの総合支庁農業振興課又は市町村農林主務課
- (3) 申込み先 最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：畜産振興担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

C S F等侵入防止緊急支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

C S FやA S Fの養豚農場への侵入を防止するため、農場周囲の野生動物侵入防止柵の整備の支援を行います。

3 利用対象者

養豚農家（農業協同組合連合会、農業協同組合、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体、その他団体等に直接所属する養豚農家）

4 支援内容

(2) 補助要件：－

(2) 対象経費：養豚農場における野生動物侵入防止柵（出入りのために一体的に設ける可動柵を含む）の設置費

(3) 補助率：1/2以内、ただし単価が5千円/m（可動柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すること

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの総合支庁農業振興課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

多面的機能支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等を支援します。

3 利用対象者

○農業者等で構成される活動組織（構成員は以下のとおり）

- ・農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の企業・団体・個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

活動を実施する組織を設立し、5年間の事業計画を作成して、計画に基づく活動を行うこと等

(2) 対象経費：水路の泥上げ等の地域資源の保全活動に要する経費

(3) 補助率：定額（田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a等）

＜国1/2、県1/4、市町村1/4＞

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：原則5年間

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月1日～6月30日

※市町村により募集期間が異なる場合があります。

詳細は最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農地保全担当

(3) 電話番号：023-630-3189

中山間地域等直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を保全・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・対象地域 : 地域振興立法9法*指定地域 及び 知事が定める特認地域
※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法
- ・対象農用地 : 対象地域の農振農用地区域において、田で傾斜が1/100以上、畑及び草地で傾斜が8度以上であること等
- ・対象者 : 集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を5年間継続する農業者・特定農業法人等

(2) 対象経費

集落等単位で締結した協定に基づき実施する水路・農道等の維持管理費等、集落の共同取組活動に要する経費等

(3) 補助率：定額

- 田 : (急傾斜:1/20以上) 21,000円/10a、(緩傾斜:1/100以上) 8,000円/10a
- 畑 : (急傾斜:15度以上) 11,500円/10a、(緩傾斜:8度以上) 3,500円/10a
- 草地 : (急傾斜:15度以上) 10,500/10a、(緩傾斜:8度以上) 3,000円/10a

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他(補助を受けられる期間・回数、協調補助等について)：協定締結から5年間

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定)：令和2年4月1日～8月31日
- (2) 申請書類(様式)の入手方法：協定農用地が属する市町村農林主務課から入手
- (3) 申込み先：協定農用地が属する市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当(係)名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当(係)名：農地保全又は企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8394 (農地保全担当)
最上総合支庁：0233-29-1339 (企画担当)
置賜総合支庁：0238-26-6056 (企画担当)
庄内総合支庁：0235-66-2732 (農地保全担当)

棚田基金活用事業費補助金 (資産活用計画事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動推進を図るための基本計画策定経費について助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：住民組織の活動計画等の作成、農地保全の整備手法の調査研究、成果普及、住民活動への指導、人材育成、住民意識の向上、農地（棚田）保全の必要性の普及啓発に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円
- (5) その他：支援期間は原則1年間

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時受付
- (2) 申請書類：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課 又は 各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8388
最上総合支庁：0233-29-1339
置賜総合支庁：0238-26-6056
庄内総合支庁：0235-66-5549

棚田基金活用事業費補助金 (資産活用促進事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動に要する経費について助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：15万円
- (5) その他：支援期間は最長3年間

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時受付
- (2) 申請書類：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課 又は 各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8388
最上総合支庁：0233-29-1339
置賜総合支庁：0238-26-6056
庄内総合支庁：0235-66-5549

棚田基金活用事業費補助金
(棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成する。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30万円
- (5) その他：支援期間は最長4年間

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時受付
- (2) 申請書類：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課 又は 各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8388
最上総合支庁：0233-29-1339
置賜総合支庁：0238-26-6056
庄内総合支庁：0235-66-5549

がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

高齢化、過疎化が進行している中山間地域において、草刈り等の農地管理にかかる農作業を新しい技術を導入して省力化する取組みや、若者など多様な地域の担い手が農地保全活動に参画する仕組みづくりをパイロット事業として支援します。

3 利用対象者

土地改良区、農業協同組合、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

4 支援内容

(1) 補助要件

①農地管理省力化支援

- ・農地耕作条件改善事業実施要綱第2の1「地域内農地集積型」（2）のうち、ハード事業と定率助成の事業種類（9）管理省力化支援を併せて一体的に実施すること
- ・事業費200万円以上、受益者2者以上

②多様な主体による地域の担い手育成支援

- a 農村集落で草刈り作業等を行う「草刈り隊」等を組織し、活動を行うこと
- b 農村集落の運営を担う人材確保のためにモデル地区において調査・研究を実施すること

③小規模農地管理省力化機材導入支援

- ・②で支援する多様な農業・農村の担い手育成・確保などの体制整備とセットで実施すること

(2) 対象経費

①農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

② a 草刈り隊組織立ち上げのために要する経費（機材購入費等）

b 農村集落の運営を担う人材確保のための法人・組織育成支援に要する経費

③農地管理省力化機材導入に要する経費

(3) 補助率：①54%（6法*指定地域59%）

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

②定額（a：5万円上限、b：50万円上限）

③1／3

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～5月
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農地保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3189

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当又は事業担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8388 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1339 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6056 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5561 |

山菜栽培未収益期間管理費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

中山間地域の農地保全・集落維持のため、わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間（定植から3年間）の管理費に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・農業地域類型区分の「中山間農業地域」「山間農業地域」、又は地域振興立法8法^{*}の指定地域であること ※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法
- ・水田に10a以上の団地で新たな定植を行うこと
- ・定植後、収穫までの間の営農計画（出荷先の計画も記載）を提出し、県の認定を受けること
- ・定植後5年間、営農状況報告書を県に提出すること

(2) 対象経費

- ・わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間の管理費（定植、施肥、刈払等）

(3) 補助率：定額（県1／2、市町村1／2）

(4) 補助上限額：1年当り13,900円／10aで算定した額の範囲内

(5) その他（補助を受けられる期間）：定植から3年間

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁：023-621-8388
最上総合支庁：0233-29-1339
置賜総合支庁：0238-26-6056
庄内総合支庁：0235-66-5549

環境保全型農業直接支払交付金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

次のア、イの両方に該当すること

ア 利用対象者が次の全ての事項に該当すること

- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・国際水準GAPに取り組むこと
- ・原則第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること

イ 取組みごとの要件に該当すること

(要件内容は「5 (3) 申込み先」に照会願います。)

(2) 対象となる取組みと交付金単価：

次の12取組^{※1}に係る経費

| 番号 | 取組名称 取組内容 | 10アール当たりの予定交付単価 ^{※2} |
|----|---|---|
| ① | カバークロップ（緑肥）の作付け 主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ を作付けする取組 | 6,000円 |
| ② | 堆肥の施用 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する 取組 | 2,200円（堆肥の窒素含有率0.8%以上） 4,400円（堆肥の窒素含有率0.8%未満） |
| ③ | 有機農業 主作物について、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組 | 12,000円 （そば等雑穀・飼料作物以外の場合、 うち炭素貯留効果の高い有機農業 ^{※3} を実施する場合は更に2,000円を加算。） 3,000円 （そば等雑穀・飼料作物の場合） |
| ④ | リビングマルチ 主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組 | 5,400円 （小麦、大麦、イタリアンライグラスの 種子を使用する場合3,200円） |
| ⑤ | 草生栽培 園地に麦類や牧草等を作付けする取組 | 5,000円 |
| ⑥ | 不耕起播種 耕起をせずに播種を行う取組 | 3,000円 |
| ⑦ | 長期中干し 溝切りを原則実施した上で14日以上の中干しを行う取組 | 800円 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| ⑧ | 秋耕 | 800円 |
| | 秋の稲収穫後に田んぼを耕転する取組 | |
| ⑨ | 夏期湛水管理 | 8,000円 |
| | 夏期間の水田に水を張る取組 | |
| ⑩ | 冬期湛水管理 | 8,000円 (Ⅰ畦補強等を行わない場合7,000円 Ⅱ有機質肥料の購入・投入実態がない場合5,000円 ⅢⅠ、Ⅱの両方に該当する場合4,000円) |
| | 冬期間の水田に水を張る取組 | |
| ⑪ | I P Mと組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除 | 8,000円 |
| | りんご、日本なし、西洋なし、もも、すいか、かきの「果樹 I P M実践指標」又はトマトの「野菜 I P M実践指標」に基づく管理と組み合わせ、園地内又は圃場内に交信攪乱剤を設置し、殺虫剤の使用回数を削減する取組 | |
| ⑫ | 炭の投入 | 5,000円 |
| | 主作物の栽培期間の前後のいずれかに炭を圃場に投入する取組 | |
| (上記の他、新たな取組を国に申請中) ※4 | | |

- ※1：第2期（令和2年度～）における取組内容が再編。地域特認取組の「簡易ビオトープの設置」と「I P Mと組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施」が廃止。
- ※2：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。
- ※3：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施すること。
- ※4：申請中の新たな取組については、承認の可否が3月に決定される見込み。

5 募集期間

- (1) 募集期間：
令和2年6月末まで（募集開始時期は申込み先に確認願います。）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：
取組みを行う圃場が所在する市町村
- (3) 申込み先：
取組みを行う圃場が所在する市町村

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政（置賜）、園芸振興（村山）、農産園芸（最上、庄内）
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8387
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1317
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5509

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：生産環境担当
- (3) 電話番号：023-630-2481

有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金 (侵入防止柵（電気柵等）)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農作物被害防止対策として、農業者等が導入する電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対して支援します。

3 利用対象者：農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：市町村が開催する電気柵安全講習会の受講
- (2) 対象経費：電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備に係る経費
- (3) 補助上限額：原則1／2以内
- (4) その他（協調補助について）

県は補助事業に要する経費の1／4を補助する。ただし、1件当たり10万円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

- (1) 募集期間：3月下旬頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：環境エネルギー部みどり自然課
- (2) 担当（係）名：自然環境担当
- (3) 電話番号：023-630-3404

有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金
(イノシシ夏季捕獲)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農作物に被害を及ぼす夏季（4月～10月）のイノシシ捕獲を推進するため、緊急捕獲事業〔国庫〕と併せて、夏季捕獲による掛り増し捕獲経費を支援します。

3 利用対象者：狩猟者、狩猟グループ等

4 支援内容

(1) 補助要件

鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業により捕獲されたイノシシのうち、夏季（4月～10月）に捕獲されたものを対象とする。

(2) 対象経費

イノシシの夏季捕獲（4月～10月）に要する経費

(3) 補助上限額

原則、成獣8,000円以内／頭、幼獣1,000円以内／頭

※鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業と合わせて最大15,000円／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は最大16,000円／頭）

(4) その他（協調補助について）

県は補助事業に要する経費の1/2を補助する。ただし、成獣1頭あたり4,000円、幼獣1頭当たり500円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

5 募集期間

(1) 募集期間：3月下旬頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 環境エネルギー一部みどり自然課

(2) 担当（係）名： 自然環境担当

(3) 電話番号： 023-630-3404

鳥獣被害防止総合対策交付金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業
 ○その他

2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

- 3 利用対象者：その他の企業・団体・個人

4 支援内容

(1) 補助要件

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

<整備事業>

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

(2) 対象経費

<推進事業>

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

<緊急捕獲事業>

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

<整備事業>

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3) 補助率

<推進事業>

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

<整備事業>

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4) 補助上限額

<推進事業>

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

<緊急捕獲事業>

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

<整備事業>

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

<緊急捕獲事業>

- ・推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることが出来ない

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：3月下旬頃（最寄りの市町村にお問い合わせください）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：環境エネルギー一部みどり自然課
- (2) 担当（係）名：自然環境担当
- (3) 電話番号：023-630-3404

農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業
○その他

2 事業概要

地域資源を活用した付加価値を創出する取組みを行う際に、芽出しの取組みに必要な試験・試作費などの費用を補助します。これに加え、最低限必要であり簡易な機器の導入に要する経費を補助します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、林業を営む者(法人)、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業・水産加工団体

※一部メニューでは、農業を営む個人、林業を営む者(個人)、漁業を営む個人も対象となる

4 支援内容

(1) 補助要件

①事業検討型

・農林水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであり、地域資源を活用した付加価値の創出に結びつく取組みであること。

②機器等導入展開型

・①の取組みを行うこと、かつ、導入する機器は①の取組みを行ううえで最低限必要なものであり、機器等導入・活用計画を策定すること。

(2) 対象経費

①事業検討型

ア 6次産業化の取組み

農産品加工や料理の試作、体験メニューの開発、加工品の成分分析、商品パッケージ開発、市場調査・販促活動等

イ 農林水産物生産の取組み

伝承作物の導入、高付加価値化のための生産技術導入等

ウ その他の取組み

高付加価値化のための再生可能エネルギーの活用の取組み等

②機器等導入展開型

①に加えて、取組みに最低限必要な機器の導入に要する経費

(3) 補助率：①2/3、②1/2

(4) 補助上限額：①200千円（対象事業費上限 300千円の2/3）、 ②850千円（対象事業費上限1,700千円の1/2）

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）

- ・①事業検討の取組みは2か年での事業実施も可（機器等の導入は1年目のみ可）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年5月中旬～6月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法

県ホームページ（農政企画課）からダウンロード

URL <https://www.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140001/>

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農政企画課

(2) 担当（係）名：企画担当

(3) 電話番号：023-630-3315

(1) 機関名：各総合支庁

(2) 担当・電話番号：**【村山】**地域産業経済課 023-621-8447
【最上】農業振興課 0233-29-1315
【置賜】地域産業経済課 0238-26-6092
【庄内】地域産業経済課 0235-66-5490

食料産業・6次産業化交付金 (6次産業化施設整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法による事業計画の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次産業事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、農業委員会、その他の企業・団体・個人、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

- 事業実施主体は、6次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者
- 民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

(2) 対象経費

- 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み
農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み
食品等の加工・販売のために必要な施設に係る経費

(3) 補助率：3/10以内

ただし、中山間地域（農業）及び市町村戦略に基づく取組については1/2以内

(4) 補助上限額：1億円

交付金額は以下①～③の最も低い額

- ① 業費×交付率 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

5 募集期間

(1) 募集期間

令和2年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課
- (2) 担当(係)名：6次産業推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3076

食料産業・6次産業化交付金
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、政府機関が定める輸入条件への対応及びISO、GFSI承認規格、有機JAS、ハラール等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援します。

3 利用対象者

法人格を有する団体、地方公共団体、第3セクター 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/>) に登録していること。

○金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること

(2) 対象経費

○施設整備事業

輸入条件や輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む）及び機器の整備に係る経費

※見学通路等についても、輸入条件や輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

※施設の新設については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件やHACCP等に係る認定取得を行う場合の経費からHACCP等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

○効果促進事業

輸入条件やHACCP等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費

※施設整備事業の事業費の20%以内とする。（海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上下限額：500万円～5億円

5 募集期間

(1) 募集期間

令和2年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課
- (2) 担当(係)名：食産業戦略担当
- (3) 電話番号：023-630-3192

山形のうまいもの創造支援事業費補助金 (食産業王国やまがた推進事業)

※要綱等制定までに内容が変更となる場合があります。

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

「食産業王国やまがた」の実現を目指し、県内の食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大の取組に必要な設備の整備等を支援します。

3 利用対象者：食品製造業者（企業・団体）

4 支援内容

(1) 補助要件

- 県内に主たる事業所を有する食品製造業者であること
- 県産農林水産物の利用拡大のプロジェクト計画を策定したうえで、3年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること
 - ①農林水産業を起点とした産出額が増加すること
 - ②県産農林水産物の使用量（重量又は価格）を現在より増加すること
 - ③県産農林水産物の使用割合を増加すること（ア、イのいずれかを満たすこと）
 - ア 県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）を現在より10ポイント以上増加すること
 - イ 新たに整備する設備等で使用する県産農林水産物の使用割合を50%以上とすること
 - ④県内農林漁業者等との取引を拡大すること
 - ⑤1.5名以上の雇用を拡大すること（375人日。1人=250人日換算）

(2) 対象経費

県産農林水産物の利用拡大のプロジェクトに必要な設備・施設の整備（施設については、設備機械の導入に必要な整備に限る。）及び整備に付随して行う調査・検討に要する経費（補助対象経費200万円～3,000万円）

(3) 補助率

- i) プロジェクト目標①～⑤を満たす場合は、1/3以内
- ii) i)に加え、プロジェクト目標③の使用割合を満たした県産農林水産物の使用量のうち、契約取引（書面による複数年契約）が5割以上（重量又は金額）となる場合は、1/2以内

(4) 補助上限額

- i) 補助対象経費3,000万円×1/3
- ii) 補助対象経費3,000万円×1/2

(5) その他（補助を受けられる回数等について）

- 過去に農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業又は食産業王国やまがた推進事業のプロジェクトの採択実績がある場合は、当該プロジェクトと同じ分野又は同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません

○プロジェクト計画については、事前にやまがた食産業クラスター協議会等の助言・指導を受ける必要があります

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和2年4月中旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード

6 問合せ先

| 機関名・課名 | 担当（係）名 | 電話番号 |
|---------------|---------------|--------------|
| 村山総合支庁地域産業経済課 | 6次産業推進・調整担当 | 023-621-8432 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 6次産業推進担当 | 0233-29-1315 |
| 置賜総合支庁地域産業経済課 | 産業振興・6次産業推進担当 | 0238-26-6045 |
| 庄内総合支庁地域産業経済課 | 6次産業推進・調整担当 | 0235-66-5490 |
| 農林水産部6次産業推進課 | 食産業戦略担当 | 023-630-3192 |

山形のうまいもの創造支援事業費補助金 (小規模6次産業化施設整備支援事業)

※要綱等制定までに内容が変更となる場合があります。

- 1 対象品目・分野 水田・畑作 園芸 畜産 林業 水産業
 その他

2 事業概要

県内で生産される農林水産物を原料とした付加価値の高い加工商品開発を推進するため、地域の特産農産物等を活用し加工に取り組む生産者等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、林業を営む者、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

- (1) 補助要件：事業に係る販売額が3年後に現状の1.2倍以上となるものであること
- (2) 対象経費：地域の特産農産物等を活用した加工商品の開発又は生産量の拡大のための小規模な加工施設の整備、加工機器の導入等
- (3) 補助率：1/3以内（補助対象経費50万円～300万円）
- (4) 補助上限額：100万円
- (5) その他：過去にこの事業等による支援を受けたことのある者は、原則として対象外

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和2年4月中旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの総合支庁農業技術普及課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部6次産業推進課
- (2) 電話番号：023-630-3031

山形のうまいもの創造支援事業費補助金 (6次産業化施設整備支援事業)

※要綱等制定までに内容が変更となる場合があります。

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業

2 事業概要

農業者自らの6次産業化又は市町村やJA等による直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みに対し、自由度の高いオーダーメイド型の支援を行います。

3 利用対象者

①農業者等による自らの6次産業化の取組みに対する支援

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
林業を営む者（個人、法人）林業を営む者が組織する団体
漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体

②市町村等による地域の6次産業化の取組みに対する支援

①の対象者に加えて、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、市町村

4 支援内容

(1) 補助要件

①農業者等による自らの6次産業化の取組みに対する支援

- ・5年後のプロジェクト目標が次のいずれの要件も満たす取組みであること。
 - ア 産出額が現状の2倍以上
 - イ 雇用創出1.5人以上
- ・農産物の加工、販売等に取り組む場合は、自家生産物を量的又は金額的に概ね50%以上使用するものであること。

②市町村等による地域の6次産業化の取組みに対する支援

- ・5年後のプロジェクト目標が次のいずれの要件も満たす取組みであること。
 - ア 産出額が現状の2倍以上
 - イ 雇用創出1.5人以上
- ・地域の6次産業化ネットワークが構築されていること。
- ・地域の農林漁業者等が当該施設を利活用する計画が整備されていること。

(2) 対象経費

①農業者等による自らの新たな付加価値を産み出す6次産業化の取組みに必要な機械導入等

②市町村等による地域の農林漁業者が利活用できる6次産業化拠点施設(直売所、加工所等)の整備・改修等

(3) 補助率

①個人：1/3以内（県1/3、補助対象経費300万円～3,000万円）

団体：1/3以内（県1/3、補助対象経費300万円～1億円）

②個人：1/3以内（県1/4、市町村1/12、補助対象経費300万円～3,000万円）

団体：1/3以内（県1/4、市町村1/12、補助対象経費300万円～1億円）

(4) 補助上限額：－

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）

- ・採択年度から2か年の事業実施を可能とする。（採択の可否は年度ごとに審査）
- ・過去にこの事業等による支援を受けたことのある者は、原則として対象外。
- ・市町村等による地域の6次産業化の取組みは、市町村の協調補助を設定。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～5月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部6次産業推進課

(2) 電話番号：023-630-3031

食料産業・6次産業化交付金
(6次産業化の推進体制整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

市町村に行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や、6次産業化に取り組む人材の育成を支援します。

3 利用対象者：地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：人材育成研修会の開催については戦略策定市町村

(2) 対象経費

6次産業化等に関する戦略の策定及び人材育成研修会の開催に必要な経費
(6次産業化・地産地消推進協議会開催費、交流会開催費、人材育成研修会開催費)

(3) 補助率：定額（10/10以内）

(4) 補助上限額：－

5 募集期間

(1) 募集期間

令和2年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課

(2) 担当（係）名：6次産業推進担当

(3) 電話番号：023-630-3076

食料産業・6次産業化交付金 (6次産業化の推進支援事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

下記5つの取組について支援をします。

- ①インバウンドを中心とする観光消費の促進、②経済活動としての農福連携の発展、
- ③2次・3次産業と連携した加工・直売の推進、④新商品開発・販路開拓の実施、
- ⑤直売所の売上向上に向けた多様な取組

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合、事業協同組合、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、
林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、市町村、
漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

- 事業実施主体は農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの又はその市町村協議会の構成員 等
- 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体等の場合は、多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上で、農林漁業者等を必ず含むものとする。）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。また、事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること 等

(2) 対象経費

- ①インバウンドを中心とする観光消費の促進
新たなメニュー・新商品の開発費、消費者評価会実施費 等
- ②経済活動としての農福連携の発展
研修会費、作業マニュアル作成費、販売促進展開費 等
- ③2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
調査・検討費、新商品開発費、消費者評価会実施費 等
- ④新商品開発・販路開拓の実施
新商品開発費（開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費 等） 等
- ⑤直売所の売上向上に向けた多様な取組
検討会・研修会の開催費、新商品開発費、ツアー等の企画費 等

(3) 補助率：①、②、③については、1/2以内

④、⑤については1/3以内（ただし市町村戦略に基づく場合は1/2）

(4) 補助上限額：－

5 募集期間

(1) 募集期間

令和2年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課

(2) 担当（係）名：6次産業推進担当

(3) 電話番号：023-630-3076

食料産業・6次産業化交付金 (研究開発・成果利用の促進事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用事業者を含む関係者で構成する事業化共同体（コンソーシアム）が取組む、「新技術等の導入実証」、「試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立」及び「新商品等の試験販売、販路開拓」の取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合、事業協同組合、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、
林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、市町村、
漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件

- 六次産業化・地産地消法の認定を受けた認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う取組であること。
- 農林漁業者、試験研究機関、地方公共団体及び民間事業者等、関係者による研究開発成果の利用及び事業化に向けた連携体制が確保されていること。
- 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実に見込まれること。

(2) 対象経費：

新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立及び新商品等の試験販売、販路開拓に係る経費
(謝金、旅費、開発費、調査費、検査・分析費、試作品等製造費、資料作成費、会議費、人件費、委託費、実証施設・機材借料、その他の研究開発成果の利用促進に必要な取組に要する経費)

(3) 補助率：定額（10/10以内）

(4) 補助上限額：－

5 募集期間

(1) 募集期間

令和2年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課

(2) 担当（係）名：6次産業推進担当

(3) 電話番号：023-630-3076

山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップ、販路の開拓・拡大に向けた取組への支援により、本県のブランド力のある県産農林水産物を活用した商品開発の促進等を支援します。

3 利用対象者

- ア 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者
- イ 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者又は県内に主たる事業所を有する食料品製造業者（両者の連携によるもの）
- ウ 県内に主たる事業所を有する卸売又は小売業者のうち、ア又はイに製造を委託する事業者

4 支援内容

(1) 補助要件

- 原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）を使用すること。
- 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること。
- 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること。
- 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し一定以上になること。
- 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること。
- 新商品開発等に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をして製造・販売を行っていること。

(2) 対象経費

- I 加工品開発支援事業
会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費
- II 新商品販路開拓支援事業
商談会・展示会への出展経費（県が主催し、又は支援する商談会及び過去3か年に出展した商談会等は除く。）、販売促進活動費（委託料、印刷製本費等）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：50万円（パッケージ改良のみの場合は、20万円）

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）

その他詳細は、令和2年度交付要綱及び公募要領を参照のこと（令和2年4月公表）。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和2年5月中旬～6月上旬（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部6次産業推進課
- (2) 担当(係)名：食産業戦略担当
- (3) 電話番号：023-630-2465

山形県農産物等需要創出事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

宮城県内の仙台市及び周辺都市での更なる県産農産物（青果物）の需要創出を目指す取り組みとして、県内の生産者等が百貨店・量販店等でフェア等を実施する場合、その開催経費の一部を補助します。

3 利用対象者 農業者個人、農業法人、営農集団等、農業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

○県内の生産者や農業協同組合等が宮城県内の仙台市及び周辺都市への青果物の販路・販売拡大を目的に、同都市において百貨店・量販店等でフェアを2回／年以上実施すること。（補助対象は3回まで）

○フェアの1回は、次のいずれかの取り組みにより生産された農産物を含む県産農産物で実施すること。

- ・農業における食品安全、環境保全、労働安全性の持続可能性を確保するためのGAP（GLOBAL G. A. P、ASIAGAP、JGAP、山形県版GAP（農林水産省ガイドラインに準拠したGAP））に取り組む団体等が生産する農産物
- ・化学肥料や化学合成農薬使用を減らすエコ農産物（有機農産物、特別栽培農産物、特別栽培農産物、エコファーマー）に取り組む団体等が生産する農産物
- ・県農林水産部が策定した第3次元気再生戦略において、日本一（えだまめ、すいか、きのこ・山菜）を掲げている農産物や県内各地で引き継がれてきた伝統野菜

(2) 対象経費

フェア開催に要する経費（会場料及び設置費、販売員の人件費及び旅費、試食品費及び資材費、印刷製本費、宣伝・広告に要する経費等）

(3) 補助率：対象経費の1/2

(4) 補助上限額：フェアを2回実施する場合 20万円
3回実施する場合 30万円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月から開始予定

(2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部 6次産業推進課 農産物流通販売推進室

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課 農産物流通販売推進室

(2) 担当（係）名：流通販売推進担当

(3) 電話番号：023-630-2221

畜産経営競争力強化支援事業費補助金 (ソフト支援 畜産物加工支援)

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

営農集団や法人経営体等が行う畜産加工品の試作や加工技術等の研修、販路開拓活動等に対して助成します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件 事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取組みであること。

(2) 対象経費 畜産加工品の試作経費、加工技術研修会への参加費、販路開拓活動費 等
(補助対象経費の上限2,000千円)

(3) 補助率 1/3以内

(4) その他

市町村等が独自に協調補助する場合、県も事業費の5/12まで協調して上乘せ補助

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月上旬～4月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法 最寄りの総合支庁農業振興課又は市町村農林主務課

(3) 申込み先 最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504

山形県農産物等輸出促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（流通）

2 事業概要

県産農産物等の輸出拡大に向けて事業者自らが実施する戦略的な取組みに対し、経費の一部を補助する支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合（山形県内に主たる事務所を有する者に限る。）

4 支援内容

(1) 補助要件

- 3箇年における戦略的な輸出促進を図るための「農産物等輸出促進事業戦略」を作成すること。
- 7つの事業メニュー（「活動計画策定」「海外輸出環境調査」「バイヤー招へい及び産地PR」「ブランドPR」「物流技術の実証及び輸出専用商品の試作・実証」「海外販売促進活動」「海外のニーズや規制に対応した生産園地の形成」）のうち、4つ以上を実施すること。

(2) 対象経費：県産農産物等の輸出拡大の取組みに必要な経費

＜活動計画策定＞

打合旅費、通訳費など

＜海外輸出環境調査＞

試供品費、試供品輸送費、調査旅費、委託料、使用料、通信運搬費など

＜バイヤー招へい及び産地PR＞

バイヤー招へいに係る謝金及び旅費、試供品費、試供品輸送費、通訳費など

＜ブランドPR＞

印刷製本費、翻訳費など

＜物流技術の実証及び輸出専用商品の試作・実証＞

調査旅費、消耗品及び材料購入費、輸送費など

＜海外販売促進活動＞

参加旅費、会場設営費、委託料、広告・宣伝料、試供品費、輸送費、保管料、現地販売員等人件費、通訳費、通信運搬費、現地経費など

＜海外のニーズや規制に対応した生産園地の形成＞

調査旅費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、研修受講費、委託料、検査官等の招へいに係る謝金及び旅費、通信運搬費など

(3) 補助率

事業戦略の1年度目：1/2以内、2年度目：1/3以内、3年度目：1/4以内
（補助対象経費200万円以下）

(4) 補助上限額：1年度目：100万円、2年度目：66万6千円、3年度目：50万円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数について）

補助を受けられる期間は3年間、1回

※同一申請者による再申請は不可

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年4月中旬から5月下旬まで

(2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部6次産業推進課農産物流通販売推進室

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課 農産物流通販売推進室

(2) 担当（係）名：輸出推進担当

(3) 電話番号：023-630-3069

食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）

1 対象品目・分野 ○その他（食育）

2 事業概要

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等、農林水産省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動及び食品ロスの削減等に向けた取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件：－

(2) 対象経費

①食育推進検討会の開催

- 食育推進検討会の開催費（委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料等）
- 地域の食育関係情報整備（調査票・資料印刷費、調査員手当・旅費等）
- 教材作成費（教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費等）

②課題解決に向けたシンポジウム等の開催

- 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
- アンケート調査費（調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費等）

③食育推進リーダーの育成及び活動の促進

- 食育推進リーダー養成講習会等の開催（講師謝金・旅費、会場借料等）

④食文化の保護・継承のための取組支援

- 調理講習会等の開催（講師謝金・旅費、食材費（調理体験の教材等）、会場借料等）

⑤農林漁業体験の機会の提供

- 教育ファーム検討委員会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- 農林漁業体験の機会の提供費（体験ほ場の借地料、指導者謝金、生産資材費等）
- コーディネートの実施費（賃金（運営補助）、会場借料、貸し切りバス借料等）

⑥和食給食の普及

- 献立の開発費（調理師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
- 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費等）

⑦共食の場における食育活動

- ニーズ調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費等）
- 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
- マッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、貸し切りバス借料等）
- 共食の場の提供（試験的实施）費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）

⑧食品ロスの削減に向けた取組

○意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）

○食品ロス削減検討会・セミナー開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：－

(5) その他：やまがた食育協議会の構成員となる必要がある。

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：下記へお問い合わせください。

(3) 申込み先：山形県農林水産部 6次産業推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 6次産業推進課

(2) 担当（係）名：食農連携推進担当

(3) 電話番号：023-630-3192

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

以下のいずれかの取組みによる収益性向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれ、面積を拡大すること

①生産コストの10%以上の削減

②販売額の10%以上の増加

③契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上

④農産物輸出の取組について、

ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上

⑤労働生産性の10%以上の向上

(2) 対象経費

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：－

(5) その他：

「生産基盤強化タイプ（生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備、改修等の支援）」が新設されます。農林水産省から詳細情報が届きましたらお知らせします。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます

（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金

1 品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

「雪若丸」生産組織が品質・食味・収量を、一体的に、高いレベルで、安定して生産するための「レベルアッププラン」を作成し、その実現のために必要な機械・機器等の整備を支援します。

3 利用対象者

「雪若丸」生産組織

4 支援内容

(1) 補助要件

「雪若丸」生産組織が「レベルアッププラン」を作成し、専任サポーターの技術・経営等の指導を受けること。

(2) 対象経費

- ①生産基盤の改良等に要する経費（土壌分析、土壌物理性改善機器 等）
- ②適正な生育の管理及び診断に要する経費（葉色測定器、広域生育管理機器 等）
- ③米の品質・食味向上に要する経費（穀粒判別機、成分分析機器 等）

(3) 補助率：1/3以内

(4) 補助上限額：上限100万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：詳細決定しましたらお知らせします
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード（予定）
- (3) 申込み先：最寄りの各総合支庁農業振興課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：生産戦略担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

なお、対象者は「産地パワーアップ計画」に位置付ける必要があります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・生産コストの10%以上の削減
- ・販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- ・農産物輸出の取組について、①輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、又は②総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・労働生産性の10%以上の増加

(2) 対象経費：

- ・さくらんぼ、ぶどう等の雨よけ施設の導入
- ・農業機械・設備の導入
- ・農業資材（果樹棚、支柱等）の導入
- ・果樹の改植（同一品種に限る）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：－

(5) その他：

「生産基盤強化タイプ」（後継者不在の既存ハウス等の第三者継承を図る取組等）が新設されます。農林水産省から詳細情報が届きましたら、お知らせします。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、収益力向上計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農地所有適格法人、農業者が組織する団体、農業協同組合連合会又は農業協同組合

※さくらんぼの省力化設備導入に限り、農業を営む個人（販売農家）も対象

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

＜さくらんぼの省力化設備導入＞

・事業実施年度から起算して5年後に50kg/10a以上の収量

＜共通＞（さくらんぼの省力化設備導入を除く。）

・生産コストの10%以上の削減

・販売額又は所得額の10%以上の増加

・契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合

＜労働環境設備整備＞

・＜共通＞または「販売金額又は所得額が現状以上かつ新たな雇用を創出」

＜えだまめの省力化設備導入＞

・＜共通＞に加え、作付面積の10%以上拡大

○ 団地支援型を活用する場合は、大規模園芸団地化計画が承認されていること

(2) 対象経費：

○ 栽培施設整備、機械・資材の導入、小規模な土地基盤整備、気象変動対策設備整備、労働環境設備整備、さくらんぼ・えだまめの省力化設備導入に要する経費

※さくらんぼの省力化設備導入については、整備に要する経費と整備単価により算出した額のいずれか低い額

＜整備単価＞①仕立て資材の導入…40万円/10a ②①と雨よけ施設を一体的に整備する場合…280万円/10a

○ 栽培技術導入（技術・機械の実証、新規栽培者研修等）に要する経費（旅費、報償費、需要費、役務費、使用料及び賃借料等）

(3) 補助率：

ア さくらんぼ・えだまめ省力化設備導入：県：5/12以内、市町村：1/12以上

イ 団地支援型（省力化設備導入・労働環境整備を除く）：県7/15以内、市町村：2/15以上

ウ 生産性・所得向上型（省力化設備導入を除く）：県：1/3以内、市町村：1/12以上

(4) 補助上限額：

ア 団地支援型：総事業費100万円以上1億円以下

イ 団地支援型以外：総事業費100万円以上5,000万円以下

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

ア 市町村が嵩上げ補助する場合、県補助率1/3を補助。

イ 団地支援型（労働環境施設整備を除く。）及びさくらんぼ・えだまめ省力化設備導入は、市町村補助と同率内で上乘せして補助。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年2月下旬～4月中旬（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2466

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（水稲・大豆）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 生産局長等が別に定める成果目標の基準を満たしていること
- 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- 費用対効果分析を実施していること
- 実質化された人・農地プランの策定に向けた工程表を作成していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によってすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率

| | |
|-----------|--------------------|
| 水稲 乾燥調製施設 | 1/3以内（中山間地等は1/2以内） |
| 乾燥調製貯蔵施設 | 1/2以内 |
| 大豆 乾燥調製施設 | 1/2以内 |

(4) 補助上限額

| | |
|------------|------------------------|
| 乾燥調製施設 | 計画処理量1トンにつき452千円 |
| 穀類乾燥調製貯蔵施設 | 米にあっては計画処理量1トンにつき502千円 |

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名： 県産米ブランド推進課
- (2) 担当（係）名： 米政策推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2304

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（園芸）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

国庫補助金（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- ・受益農業従事者（年間150日以上）が原則として5名以上であること
- ・生産局長等が別に定める成果目標の基準を満たしていること
- ・生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること
- ・原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・一定割合の受益者による国際水準GAPの実施等に取り組むこと
- ・実質化された人・農地プランの策定に向けた工程表を作成していること
- ・当該施設等の整備によるすべての効果によってすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：

- ・集出荷貯蔵施設
 - ①りんご 計画処理量1トンにつき421千円
 - ②なし 計画処理量1トンにつき300千円
 - ③野菜（なす、きゅうり、トマト、ピーマンに限る）
計画処理量1トンにつき270千円（ただし、150g未満のトマトは1トンにつき610千円）
- ・低コスト耐候性ハウス 40千円/m²
- ・種子育苗生産施設（温室） 35千円/m²

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：－

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの総合支庁農業振興課、東北農政局
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

園芸大規模集積団地整備支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、大規模経営化と最先端技術を活用して、省力的で高い生産性を得られる大規模園芸団地の整備を戦略的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

なお、対象者は「産地パワーアップ計画」及び「大規模園芸団地化計画※」に位置付ける必要があります。

※大規模園芸団地化計画の要件

団地整備翌年又は営農開始初年目の販売金額の伸びが概ね3千万以上とし、新たに設置した大規模団地全体で、4年後の販売額1億円以上を目標とする。なお、既存団地を拡大する場合は、既存販売額より概ね5千万円以上増加し、かつ1億円を超える目標とする。

4 支援内容

- (1) **補助要件**：収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること、かつ、目標達成に向けて「大規模園芸団地化計画」に基づき取り組むこと
 - ・生産コストの10%以上の削減
 - ・販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- (2) **対象経費**：大規模園芸団地の形成に必要な農業栽培施設、生産資材、農業機械等
- (3) **補助率**：7/10以内（国庫1/2、県1/10、市町村1/10）
- (4) **その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）**：
市町村の1/10嵩上げ補助を前提に県も1/10嵩上げする

5 募集期間

- (1) **募集期間（予定）**：随時、相談を受け付けます
- (2) **申請書類（様式）の入手方法**：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) **申込み先**：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) **機関名・課名**：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) **担当（係）名**：園芸団地推進担当
- (3) **電話番号**：023-630-2249

農地フル活用支援整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

水田を有効に活用するため畑作物に適した地下かんがい施設等を整備し、園芸作物の本作化に積極的に取り組む地区等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・国庫補助事業等の採択要件を満たすこと
- ・地区の受益面積が1ha以上であること
- ・事業区域が団地化されていること(土地利用作物：1.0ha以上、園芸作物0.3ha以上)
- ・転作作物の作付けを8年間のうち5年以上行うこと

(2) 対象経費：

地下かんがい施設等の整備に要する経費

(3) 補助率：

固定畑タイプ 86.5%以内

ブロックローテーションタイプ 84.0%以内

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時受付

(2) 申請書類(様式)の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当(係)名：畑地化整備担当

(3) 電話番号：023-630-2503

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体（市町村）、土地改良区、農業協同組合、農業を営む法人 等

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、受益者2者以上

(2) 対象経費：

- ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）
- ・営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：57%以内（6法*指定区域は62%以内）〈補助率は事業内容により異なります〉

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

- ・ハード事業のみ実施する場合：最大3年
- ・ソフト事業・ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業用ハウス強靱化緊急対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

農林水産省における緊急点検で判明した、十分な耐候性のない農業用ハウスに対し、技術講習会や既存ハウスの補強対策等を支援します。

3 利用対象者

都道府県、市町村、農業者団体、再生協、農業者等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・ 県が策定した農業用ハウスの被害防止計画に位置づけられた取組であること
- ・ 既存ハウスの補強等の取組については、園芸施設共済等に加入すること

(2) 対象経費：

- ア 被害防止技術講習会等の開催
- イ 既存ハウスへの被害防止対策
 - ・ ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
 - ・ 防風ネットの設置

(3) 補助率：定額（講習会等）、1/2以内（既存ハウス被害防止対策）

(4) 補助上限額：－

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：－

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2249

土地改良事業調査計画費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

県営又は団体営事業として実施する土地改良事業施行予定地区における調査及び事業計画の作成に対して支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

国庫補助事業の採択基準に該当していること

(2) 対象経費：

土地改良事業の調査計画に要する経費

(3) 補助率：

- ・水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業 40%
- ・防災減災事業 50%
- ・その他の事業 60%

(4) 補助上限額：

(3)の補助率による額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

事業実施期間は概ね3年以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付*

※ 調査計画の実施を希望する前年度の8月末日までに申請書を提出

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

- (3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

2 事業概要

団体営造成施設において、機能保全計画に基づき実施する対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

市町村又は事業対象である施設を管理する団体（土地改良区等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・地区の受益面積10ha以上
- ・機能保全計画に基づいて実施するものであること

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：65%（6法*指定地域67.5%）

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：なし

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2497

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

2 事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

市町村又は事業対象である施設を管理する団体（土地改良区等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- ・総事業費200万円以上、受益者2者以上
- ・事業期間3年以内

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：65%（6法*指定地域67.5%）

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：なし

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2497

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業集落排水事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○その他（農業集落排水施設）

- 2 事業概要
農業集落排水施設の整備又は改築に要する工事費の一部を支援します。

- 3 利用対象者
地方公共団体（市町村）

- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
 - ・受益戸数が概ね20戸以上で末端受益戸数2戸以上
 - ・改築の場合は、施設の供用開始後7年以上経過していること
 - (2) 対象経費：農業集落排水施設等の整備又は改築に要する工事費
 - (3) 補助率：50%以内
 - (4) 補助上限額：(3)の補助率により算定した額

- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：随時受付
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
 - (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
 - (2) 担当（係）名：計画調整担当
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|-------------------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 8 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 0 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 7 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 5 3 |

緊急農村防災対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（防災）

2 事業概要

災害を未然に防止するための次の対策工事費の一部を支援します。

- ① 農業水利施設の点検等で確認された施設の異常に起因する災害を防止するための対策工事
- ② 突発的な事故に起因する災害を防止するための対策工事

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：受益戸数2戸以上、事業費200万円以上
- (2) 対象経費：対策工事費
- (3) 補助率：54%（国50%、県4%）
- (4) 補助上限額：500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：防災担当
- (3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：地域保全担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8394 |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1344 |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-35-9055 |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5716 |

農地災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農地（水田、畑等）の復旧工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区・県土連、市町村

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・ 1箇所工事費が40万円以上
- ・ 異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：50%

(4) 補助上限額：(3)の補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

対象農地の受益者による負担や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1344

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農業用施設災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農業用施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農業用道路、その他）の復旧工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区・県土連、市町村

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ・ 1箇所工事費が40万円以上
- ・ 異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：65%

(4) 補助上限額：なし

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

対象施設の受益者による負担や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁産業経済部農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1344

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農業近代化資金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金
- 3 利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
(※一定基準の規約を有していること等の要件があります。)
農業協同組合、その他の企業・団体・法人
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途
 - ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
 - ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
 - ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
 - ・長期運転資金
 - ・農村環境整備資金 等
 - (2) 貸付限度額
 - ・農業を営む者：個人1,800万円、法人・団体2億円
 - ・農協等 ：15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
 - (3) その他
 - ・償還期限：資金使途に応じ20年以内（据置7年以内）
 - ・借入金利：0.1%（令和2年2月20日現在）
 ※認定農業者：0.1%
 - ・融資率 ：原則80%以内
 ※認定農業者：貸付限度額1,800万円（個人）、2億円（法人）まで100%以内
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）
 - (3) 申込み先
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）
- 6 問合せ先
各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
 - (2) 担当（係）名：地域農政担当
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|-------------------------|
| 村山総合支庁農業振興課 | 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0 |
| 置賜総合支庁農業振興課 | 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 8 |

青年等就農資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ無利子資金
(農地の賃借、機械、施設、長期運転資金等)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定新規就農者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- ・ 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地等の改良、造成、賃借料
- ・ 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：

- ・ 3,700万円 (特認1億円)

(3) その他：

- ・ 償還期限：資金使途に応じ17年以内 (据置5年以内)
- ・ 借入金利：無利子 (令和2年2月20日現在)
- ・ 融資率：100%以内

5 募集期間

(1) 募集期間 (予定)：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類 (様式) の入手方法：

最寄りの窓口機関 (日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫)

(3) 申込み先：

農業協同組合、銀行、信用金庫

最寄りの窓口機関 (日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫)

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当 (係) 名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金
（農地、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定農業者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- ・果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：

- ・個人3億円（特認6億円）、法人・団体10億円（特認20億円）

(3) その他：

- ・償還期限：資金使途に応じ25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：借入期間に応じて0.10%（令和2年2月20日現在）
- ・融資率：100%以内
- ・その他：人・農地プランの中心経営体等に対する5年間無利子制度有

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

経営体育成強化資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金（農地、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：

- ・個人1.5億円、法人・団体5億円

(3) その他：

- ・償還期限：資金使途に応じ25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.10%（令和2年2月20日現在）
- ・融資率：80%以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農業改良資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組（農業改良措置）を行うための長期かつ無利子資金

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、その他の企業・団体・個人

※ 以下に認定された農業者等に限りです。

エコファーマー、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法、農商工等連携促進法

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下を例とする農業改良措置に必要な資金

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：

- ・ 個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円

(3) その他：

- ・ 償還期限：資金使途に応じ12年以内（据置3年以内）
- ・ 借入金利：無利子（令和2年2月20日現在）
- ・ 融資率：100%

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

最寄の窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な短期かつ低利運転資金

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下を例とする計画の達成に必要な運転資金一般(既往負債の借換えは含まない。)

- ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・営農用施設・機械の修繕費
- ・地代(賃借料)、
- ・営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・市場開拓費、販売促進費等

(2) 貸付限度額：

- ・個人 500万円（畜産又は施設園芸2,000万円）
- ・法人2,000万円（畜産又は施設園芸8,000万円）

(3) その他：

- ・償還期限：原則1年以内
- ・借入金利：1.2%～1.7%（令和2年2月20日現在）
- ・極度額形式のため、契約上限額以内で常時借入れ・償還が可能

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありませんが、融資枠に限りがあるため、新規の募集をしていない融資機関もあります。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

(3) 申込み先：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

セーフティネット資金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業
 ○その他

- 2 事業概要
経営再建に必要な運転資金
（災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの）

- 3 利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合

- 4 支援内容
(1) 資金使途：
以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等
(2) 貸付限度額：
・600万円（特認有）
(3) その他：
・償還期限：10年以内（据置3年以内）
・借入金利：0.10%（令和2年2月20日現在）

- 5 募集期間
(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。
(2) 申請書類（様式）の入手方法：
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）
(3) 申込み先：
最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

- 6 問合せ先
(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課
(2) 担当（係）名：金融担当
(3) 電話番号：023-630-3088

山形県農林漁業天災対策資金及び山形県災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 山形県農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.70%（令和2年2月20日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.70%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 山形県災害・経営安定対策資金

- 資金使途
 - ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
 - ・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・担い手支援課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）
（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、森林施業支援事業等の国庫補助事業に合わせて本事業で嵩上げして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体
NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件

民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、公社造林を除く森林

(2) 対象経費：間伐及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

(3) 補助率：定額（標準経費の32%相当額で設定）

(4) 補助上限額

非公共事業（合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等）に合わせて補助する場合は、その補助金との合計額で実行経費を上限

(5) その他

森林施業支援事業等の国庫補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時（春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和2年5月下旬に公表予定）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当（係）名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2518

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8243
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1350
置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5524

森林資源再生事業費補助金（再造林支援）
（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合に、森林施業支援事業に合わせて本事業で嵩上げして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体
NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件

民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び公社造林を除く森林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行う経費

(3) 補助率：標準経費の22%以内（内訳 やまがた緑環境税12%、一般財源10%）

(4) 補助上限額：施業支援事業の標準経費の22%以内

(5) その他

森林施業支援事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時（春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和2年5月上旬に公表予定）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当（係）名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2518

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8243

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1350

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5524

森林資源再生事業費補助金（苗木購入経費支援）
（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

3 利用対象者

森林所有者

4 支援内容

(1) 補助要件

民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、公社造林を除く森林
他の補助を受けたものは除く

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費

(3) 補助率：苗木購入経費の100%以内

(4) 補助上限額：苗木購入経費を上限

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和2年5月上旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2518

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8243

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1350

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5524

伐採・造林事業者連携支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

伐採事業者と造林事業者が連携し、伐採前の段階から森林所有者に皆伐・再造林を働きかける取組みを推進させるために、森林経営計画の変更に係る経費や森林資源情報の把握・分析に有効な地上レーザ機器のレンタル経費の一部を支援します。

3 利用対象者

森林組合、林業事業者等

4 支援内容

(1) 補助要件

伐採事業者と造林事業者が連携し、伐採前の段階から森林所有者に皆伐・再造林を働きかける取組みを推進させるために、森林経営計画の変更に係る経費や森林資源情報の把握・分析に有効な地上レーザ機器のレンタル経費の一部を支援

(2) 対象経費：①既存の森林経営計画の変更に係る経費

②地上レーザ機器のレンタル等経費

(3) 補助率：①定額

②事業費の1/2以内

(4) 補助上限額：①8,000円/ha以内

②1事業者あたり最大5万円以内

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和2年5月上旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：各市町村の林務担当課

(3) 申込み先：各市町村の林務担当課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2518

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当(係)名：普及担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8286

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-6065

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537

山の幸振興対策支援事業費補助金

1 品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

特用林産物の生産振興を図るため、生産基盤の整備、生産施設の整備等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
地方公共団体、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、NPO法人、林業・木材産業に関する団体、企業、研究機関等

4 支援内容

- (1) 補助要件：－
- (2) 対象経費：特用林産物の生産施設等の整備を支援
- (3) 補助率：県3/12以内、市町村1/12以上
- (4) 補助上限額：30万円以上～概ね300万円（事業費）
- (5) その他（協調補助等について）

市町村が協調補助及び実施計画を策定し、その市町村長を経由して補助する。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：未定 事業要望は随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：木材産業振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2525

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8285 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6065 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5537 |

特用林産施設体制整備復興事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

東日本大震災による被災地等の一刻も早い復興のために、県内きこ生産者への生産資材の安定供給を図るため、特用林産施設における生産・供給体制の整備に必要な生産資材導入などに対し支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
地方公共団体、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、NPO法人、
林業を営む者が組織する団体、林業・木材産業に関する団体、企業、研究機関等

4 支援内容

- (1) 補助要件：受益戸数原則5戸以上
- (2) 対象経費：原木・菌床きこ生産資材の導入
- (3) 補助率：1/2以内、1/3以内
- (4) その他
 - ・山形県における菌床きこ生産資材導入については、出荷制限等市町村及びその隣接市町村が補助対象
 - ・対象地域における復興に資する事業であること

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：未定（事業要望は随時受付）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：最寄りの総合支庁森林整備課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当（係）名：木材産業振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2525

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8285 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6065 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5537 |

森林資源循環利用促進事業費補助金 (やまがた緑環境税事業)

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

民有林で実施する間伐等で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等）、NPO法人、林業・木材産業に関する団体、企業、研究機関等

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・伐採した木材を量的なまとまりをもって、カスケード利用を行い、加工工場との協定に基づいて出荷を行う事業体
- ・民有林で実施する間伐等発生する間伐材等（ただし、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、公社造林、旧公団造林の森林を除く）

(2) 対象経費：間伐材等の木材加工工場への搬出、運搬に要する経費

(3) 補助率：定額

1) ラミナ等利用促進事業

間伐材をラミナ、合板等の加工工場に出荷

【補助単価】集成材用ラミナ材500円/m³以内、合板等400円/m³以内

2) バイオマス燃料利用促進事業

① 間伐材を熱利用目的の燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

【補助単価】1,190円/t以内

② 間伐材をバイオマス発電用チップ加工工場等に出荷

【補助単価】280円/t以内

③ 森林経営計画に基づく伐採により生じた林地残材等の低質材を、燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

【補助単価】280円/t以内

(4) 補助上限額：－

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和2年5月下旬に公表予定)

(2) 申請書類(様式)の入手方法：県庁農林水産部森林ノミクス推進課

(3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2518

広葉樹林健全化促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

ナラ枯れ被害木を含む広葉樹を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体
NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ナラ枯れ被害が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
- ・ha当たり25m以上の搬出路が必要な条件不利地であること
- ・5ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
- ・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドラインにより実施すること

(2) 対象経費：伐採木の搬出利用

(3) 補助率：定額1,000円/m³以内

(4) 補助上限額：なし

5 募集期間

(1) 募集期間：令和2年4月上旬～

（募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：最寄りの総合支庁森林整備課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2) 担当（係）名：森林整備・再造林推進担当

(3) 電話番号：023-630-2517

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8243 最上総合支庁森林整備課 0233-29-1347 置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053 庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（一般住宅）

- 1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

- 2 事業概要
「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上*使用した新築住宅の施主に対し補助します。
※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

- 3 利用対象者：県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

- 4 支援内容
 - (1) 補助要件
 - 自ら居住するため、山形県内に住宅を新築する方
 - 令和3年3月31日までに実績報告書を提出すること
 - 住宅に使用する県産木材（無垢材）は、住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した構造材相当の数量に対し、100%以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。
 - (2) 補助率：定額20万円
 - (3) その他
県土整備部所管の「山形の家づくり利子補給制度」との併用は不可。
予算の範囲内（130戸分）で、先着順に受け付けとなります。

- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：令和2年4月1日～
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
 - (3) 申込み先：新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
 - (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8191 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6063 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5527 |

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（民間施設）

- 1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

- 2 事業概要
「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上*使用した民間施設（店舗等）の施主に対し補助します。
※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

- 3 利用対象者：県内に県産木材を使用した新築民間施設等を建設する施主

- 4 支援内容
 - (1) 補助要件
 - 自ら運営するため、山形県内に民間施設を新築する方
 - 令和3年3月31日までに実績報告書を提出すること
 - 民間施設に使用する県産木材は、施設の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した構造材相当の数量に対し、100%以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。
 - (2) 補助率：定額20万円
 - (3) その他：予算の範囲内（15棟分）で、先着順に受け付けとなります。

- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：令和2年4月1日～
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
 - (3) 申込み先：民間施設の建設地を所管する総合支庁森林整備課

- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
 - (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）
 - (3) 電話番号：

| | |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁森林整備課 | 023-621-8191 |
| 最上総合支庁森林整備課 | 0233-29-1351 |
| 置賜総合支庁森林整備課 | 0238-26-6063 |
| 庄内総合支庁森林整備課 | 0235-66-5527 |

山形県林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

森林整備法人や選定経営体が整備する高性能林業機械等の導入を支援します。

3 利用対象者：森林整備法人、選定経営体*など

※ 山形県「意欲と能力のある林業経営者」等に選定された林業事業体

4 支援内容

(1) 対象経費：高性能林業機械の購入経費

(2) 補助率：1/3以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては4/10以内）

(3) 補助上限額：機種ごとに設定

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年8月以降（令和3年度導入となります）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当又は各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各市町村林務担当

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(新規独立就業者支援)

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
新たに漁業で独立経営を開始したい場合、漁船や漁具の調達等初期費用を支援します。
- 3 利用対象者
漁業を営む個人
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
新たに漁業で独立経営を開始する個人
 - (2) 対象経費：
漁船の調達・整備等に要する経費
 - (3) 補助率：
1/3又は2,000千円のいずれか低い額
 - (4) 補助上限額：
2,000千円
 - (5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：
—
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～同年10月
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：
下記の申込先
 - (3) 申込み先：
山形県漁業協同組合指導課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
 - (2) 担当（係）名：指導課
 - (3) 電話番号：0234-24-5612

 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
 - (2) 担当（係）名：振興普及担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6045

 - (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
 - (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
 - (3) 電話番号：023-630-3071

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(漁業就業準備支援)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業就業のための技術習得のため行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。

（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

3 利用対象者

漁業を営む個人(予定者)

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業のための技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2) 対象経費：

研修を受講している間の給付金(生活費)

(3) 補助率：

定額 年間1,500千円(月額125千円)

(4) 補助上限額：1,500千円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

3ヶ月以上継続して受講すること（3ヶ月未満は補助の対象にならない）

最長2年間

漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年3月1日～令和3年3月31日

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

下記の申込先

(3) 申込み先：

山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5612

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-3071

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(収入安定対策)

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
独立経営開始後3年目までの就業者に対して、経営安定対策として減収分を補てんします。
- 3 利用対象者
漁業を営む個人
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
独立経営開始後3年目までの就業者
 - (2) 対象経費：
基準収入額（1年目は、年間の操業計画に基づいて操業した場合に見積もられる水揚げ金額、2年目、3年目は前年の水揚げ金額）の一定率を下回った場合、その減収分を補てんします。
 - (3) 補助率：
定額
 - (4) 補助上限額：
基準収入額の2割程度
 - (5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：
基準収入額に応じて掛金及び積立金が必要（例：基準収入額が400万円の場合14万円程度）
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：随時
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：
下記の申込先
 - (3) 申込み先：
山形県漁業協同組合指導課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
 - (2) 担当（係）名：指導課
 - (3) 電話番号：0234-24-5612

 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
 - (2) 担当（係）名：振興普及担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6045

 - (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
 - (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
 - (3) 電話番号：023-630-3071

漁業近代化資金

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
漁業者等が漁業経営の近代化を図るのに必要な長期かつ低利の資金
- 3 利用対象者
漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工
※一定基準の規約を有していること等の要件があります。
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途
 - ・漁船の建造若しくは取得又は改造等
 - ・漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
 - ・水産動植物の種苗の購入又は育成
 - ・漁村環境整備施設 等
 - (2) 貸付限度額
 - ・20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人又は 3億6,000万円
団体、二以上の複合経営を行う者
 - ・漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、
漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人 9,000万円
水産加工業を営む個人
 - ・漁業を営む個人（上記を除く） 1,800万円
※知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額
 - (3) その他
 - ・償還期限：資金使途に応じ20年以内（据置3年以内）
 - ・借入金利：0.1%（令和2年2月20日現在）
※認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間無利子。
 - ・融資率：原則80%以内（特認100%以内）
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法
漁業協同組合、農林中央金庫
 - (3) 申込み先
漁業協同組合、農林中央金庫
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課
 - (2) 担当（係）名：総務担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6161

沿岸漁業改善資金

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
沿岸漁業等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金
- 3 利用対象者
漁業を営む個人、漁業を営む法人
漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）
- 4 支援内容
 - (1) 資金使途
 - ・ 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）
 - ・ 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等
 - ・ 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等
 - (2) 貸付限度額
 - ・ 5,000万円
 - ※知事が承認した場合は、その承認額
 - (3) その他
 - ・ 償還期限：資金使途に応じ10年以内（据置3年以内）
 - ・ 借入金利：無利子
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法
漁業協同組合
 - (3) 申込み先
漁業協同組合
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課
 - (2) 担当（係）名：総務担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6161

計画営漁推進資金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金

3 利用対象者：漁業を営む個人、漁業を営む法人

4 支援内容

(1) 資金使途

- ・漁業操業資金
(1年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等)
- ・漁業収入安定対策事業により拠出する積立金

(2) 貸付限度額

- ・漁業操業資金：1,000万円
- ・積立金：300万円

(3) その他

- ・償還期限：資金使途に応じ1年以内
- ・借入金利：令和元年10月21日時点の漁業近代化資金の借入利率

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手方法

漁業協同組合

(3) 申込み先

漁業協同組合

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課

(2) 担当（係）名：総務担当

(3) 電話番号：0234-24-6161